

大阪市特別支援教育就学奨励費交付要綱

制 定 平成 17 年 4 月 1 日
最近改正 令和 8 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）の趣旨を推進し、大阪市立小学校、中学校又は義務教育学校（以下「本市立小中学校」という。）に在学する児童又は生徒（以下「児童・生徒」という。）の保護者の経済的負担の軽減措置として特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の交付を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 児童・生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、後見人）又は現に監護を行う者をいう。なお、複数の保護者から就学奨励費の支給の申請があったときは、必要に応じ、学齢簿等により確認を行ったうえで、いずれか一方の申請について審査を行う。
- (2) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和 29 年政令第 157 号）第 2 条の規定により文部科学大臣が定める算定方法により算定した保護者の属する世帯の収入額をいう。
- (3) 需要額 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号、以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した保護者の属する世帯の需要の額をいう。

(対象者)

第 3 条 就学奨励費の交付は、次に掲げる者を対象に行う。

- (1) 特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者
- (2) 前項に掲げる児童・生徒以外のものであって、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に規定する障がいの程度に該当する児童・生徒の保護者
- (3) 弱視、難聴、言語障がい等の児童・生徒で、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 140 条の規定により、障がいに応じた特別の指導（以下「通級による指導」という。）を受ける児童・生徒の保護者

(補助の対象)

第 4 条 就学奨励費の経費の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学用品・通学用品購入費
- (2) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費
- (3) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）
- (4) 校外活動費（宿泊を伴うもの）
- (5) 修学旅行費

- (6) 交流学习交通費
- (7) 職場実習交通費（中学校及び義務教育学校後期課程のみ）
- (8) 通学費
- (9) 医療費
- (10) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター共済掛金

（支弁区分及び交付内容）

第5条 第3条各号に掲げる者に対する就学奨励費の交付区分は次の各号に掲げるとおりとし、交付内容は、小学校（義務教育学校前期課程を含む。）にあつては別表第1の1、また中学校（義務教育学校後期課程を含む。）にあつては別表第1の2に掲げるとおりとする。

- (1) 収入額が需要額の1.5倍未満の保護者 I段階
- (2) 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の保護者 II段階
- (3) 収入額が需要額の2.5倍以上の保護者 III段階

2 第3条第2号及び第3号に規定する者については、通級による指導を受けるための通学にかかる交通費を前条第8号に掲げる経費として交付する。

3 法第13条の規定により教育扶助を受けている者及び大阪市児童生徒就学援助規則（昭和52年大阪市教育委員会規則第7号、以下「就学援助規則」という。）により就学援助を受けている者にかかる交付内容は、第1項の規定にかかわらず、第3条第1号に掲げる者は前条第6号及び第7号に掲げる経費、第3条第2号に掲げる者は前条第6号、第7号及び通級による指導を受けるための通学にかかる交通費として第8号に掲げる経費とする。

4 前項の場合において、教育扶助を受けている者を除き、就学援助規則第3条第1項にかかる同規則第8条に基づく支給額が、別表第1の1又は別表第1の2に掲げる(1)及び(3)に定める交付額を下回るときは、当該定める交付額から当該支給額を控除した額を前条第1号及び第3号に掲げる経費として交付する。

（交付申請）

第6条 就学奨励費の交付を受けようとする保護者は、別表第2に定める書類を添付し、次表の各項の区分に応じた申請時期に、児童・生徒の在籍する学校の校長（以下「学校長」という。）を通じて教育委員会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。

区 分		申請時期
区分1 (一般申請)	7月1日までに、第3条各号に掲げる者となったもの	7月31日
	7月2日から7月31日までの間に第3条各号に掲げる者となったもの	第3条各号に掲げる者となった日から30日以内
区分2 (随時申請)	8月1日以降に、第3条各号に掲げる者となったもの	第3条各号に掲げる者となった日から30日以内

2 学校長は、保護者から前項に規定する書類が提出された場合は、特別支援教育就学奨励費申請者等報告書（様式第4号、以下「申請者等報告書」という。）を添えて教育委員会に提出し

なければならない。

3 学校長は、第3条第1号及び第3号に掲げる者のうち、特別支援教育就学奨励費申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）の提出がない保護者について、申請の意思がないことを確認のうえ、申請者等報告書により、教育委員会に報告しなければならない。

4 申請書を提出した保護者が、支弁区分が決定するまでに申請を取り下げる場合は、特別支援教育就学奨励費申請取下書（様式第23号）を学校長を通じて教育委員会に提出するものとする。

（交付決定）

第7条 教育委員会は、前条により学校長から提出された書類及び保護者の同意を得て取得した税情報に基づき、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（様式第2号、以下「需要額調書」という。）を作成する。

2 教育委員会は、申請書を受理してから90日以内に、申請書及び需要額調書の内容を審査のうえ、第5条第1項に規定する支弁区分を決定し、特別支援教育就学奨励費支弁区分決定通知書（様式第6号）により、学校長を通じて、保護者に通知するものとする。

3 前項の規定により支弁区分を決定した就学奨励費の支給の期間は、前条第1項に規定する区分1（一般申請）については当該年度の4月1日から3月31日まで、区分2（随時申請）については第3条各号に掲げる者となった日から当該年度の3月31日までとする。

（交付時期等）

第8条 就学奨励費は別表第3に掲げるとおり、1次支給分については当該年度の12月末までに、2次支給分については翌年度の4月末までに支給する。

2 第4条第9号については、定期健康診断等により対象疾病の治療が必要と認められた児童・生徒について、学校長は学校医療券受払簿（様式第19号。以下「受払簿」という。）を作成し、学校医療券（様式第22号）の発行を行うものとする。

3 第4条第10号については、第5条第1項第1号に掲げる支弁区分に該当した保護者に対し、保護者負担額とする。

（交付方法）

第9条 学校長は、前条第1項に規定する支給について、対象経費の支出が確定した後、特別支援教育就学奨励費請求書（様式第21号）、特別支援教育就学奨励費請求明細書（様式第5号-1）、別表第4に定める区分に応じた書類を教育委員会に提出し、請求しなければならない。

2 就学奨励費は、特別支援教育就学奨励費口座振替申出書（学校長口座用）（様式第9号）に基づき、学校長口座へ振り込み、特別支援教育就学奨励費個人支給明細書（様式第5号-2）により保護者に支給する。

3 前項にかかわらず、学校長は、第4条に規定する就学奨励費のうち、第1号から第5号までについては、保護者の同意を得て、就学奨励費を学校徴収金に充当することができる。

4 教育長は、学校長が認めた場合に限り、特別支援教育就学奨励費口座振替申出書（保護者口座用）（様式第8号）に基づき、就学奨励費を保護者口座に振り込むことができる。

5 学校長は、第2項の規定により就学奨励費を保護者に支給した場合は、領収書（様式第15号）を保護者から徴しなければならない。ただし、前項の規定により保護者口座に振り込んだ

場合は領収書の徴取を省略することができる。

(児童・生徒の異動等)

第 10 条 学校長は、就学奨励費の支給にかかる児童・生徒又は保護者について、当該年度の中途に次の各号に掲げる事由が発生した場合は、特別支援教育就学奨励費の交付にかかる児童・生徒異動報告書（様式第 16 号）により教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 入学又は転学
- (2) 第 3 条各号に該当することになった
- (3) 第 3 条各号に該当しなくなった
- (4) 法第 13 条の規定による教育扶助の開始・停止・廃止
- (5) 就学援助規則による就学援助を受けることになった
- (6) 就学援助規則による就学援助を受けないことになった
- (7) 児童・生徒名及び保護者の変更
- (8) 保護者の申し出による就学奨励費交付の辞退

2 就学奨励費の支給決定後、支給を辞退する保護者は、特別支援教育就学奨励費辞退届（様式第 3 号）により学校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消等)

第 11 条 教育委員会は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定若しくは一部の取り消し、又は決定内容若しくは、これに対する条件を変更することができる。

2 前項の取り消しまたは、変更を行った場合において、教育委員会は特別支援教育就学奨励費交付決定取消通知書・変更通知書（様式第 17 号、以下「取消・変更通知書」という。）により、学校長を通じて、保護者に通知するものとする。

(補助事業等の適正な遂行)

第 12 条 就学奨励費受給者は、就学奨励費の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第 13 条 教育委員会は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、学校長や補助対象者に対して報告を求め、帳簿書類等を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第 14 条 学校長は、全ての支給が完了後、特別支援教育就学奨励費補助金実績報告書（様式第 18 号）を 4 月 30 日までに、教育委員会に提出しなければならない。
また、医療費については学校保健安全法による医療費援助台帳（様式第 20 号）及び受払簿の写しにより実績報告を行うものとする。

(補助金額の確定等)

第 15 条 教育委員会は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた時は、報告書の書類及

ひ根拠資料により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び、これに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、特別支援教育就学奨励費交付額決定通知書（様式第14号）により、学校長を通じて保護者に通知するものとする。

（決定の取消）

第16条 規則第17条第3項の規定による決定の取消にかかる通知及び第10条第1項第4号から第7号までの規定による支給決定の変更にかかる通知について、教育委員会は、取消・変更通知書により行うものとする。

（その他）

第17条 学校長は、保護者に特別支援教育就学奨励費の制度周知をしなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
 - 2 平成19年4月1日から平成23年3月31日までの間に学校保健安全法施行令第8条に定める疾病の治療を受けた者で、本市の責により当該治療にかかる学校医療券の交付を受けることができなかった者に対しては、教育長の定めるところにより、当該治療に要した自己負担額に相当する金額を給付することができる。（平成23年3月8日改正）
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
この要綱は、平成20年3月28日から施行する。
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
この要綱は、平成23年3月8日から施行する。
この要綱は、平成23年6月30日から施行する。
この要綱は、平成24年8月8日から施行する。
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第6号及び別表第1の改正規定は、平成25年9月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
この要綱は、令和4年5月31日から施行する。
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
この要綱は、令和6年5月24日から施行する。
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式一覧

- 様式第 1号：特別支援教育就学奨励費申請書
- 様式第 2号：特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書
- 様式第 3号：特別支援教育就学奨励費辞退届
- 様式第 4号：特別支援教育就学奨励費申請者等報告書
- 様式第 5号-1：特別支援教育就学奨励費請求明細書
- 様式第 5号-2：特別支援教育就学奨励費個人支給明細書
- 様式第 6号：特別支援教育就学奨励費支弁区分決定通知書
- 様式第 7号：通学に要する交通費申請書
- 様式第 8号：特別支援教育就学奨励費口座振替申出書(保護者口座用)
- 様式第 9号：特別支援教育就学奨励費口座振替申出書(学校長口座用)
- 様式第 10号：交流学习交通費申請書
- 様式第 11号：通級に要する交通費申請書
- 様式第 12号：職場実習交通費申請書
- 様式第 13号：修学旅行・校外活動(宿泊を伴うもの)申請書
- 様式第 14号：特別支援教育就学奨励費交付額決定通知書
- 様式第 15号：領収書
- 様式第 16号：特別支援教育就学奨励費の交付にかかる児童・生徒異動報告書
- 様式第 17号：特別支援教育就学奨励費交付決定取消通知書・変更通知書
- 様式第 18号：特別支援教育就学奨励費補助金実績報告書
- 様式第 19号：学校医療券受払簿
- 様式第 20号：学校保健安全法による医療費援助台帳
- 様式第 21号：特別支援教育就学奨励費請求書
- 様式第 22号：学校医療券
- 様式第 23号：特別支援教育就学奨励費申請取下書

別表第1の1 (第5条第1項関係)

小 学 校 (義務教育学校前期課程を含む。)

対象者	第4条に規定する 経費の種類 (注1)	第5条第1項に規定する支弁区分			
		第1号 (I段階)	第2号 (II段階)	第3号 (III段階)	
第3条の各号に規定する対象者	(1) 学用品・ 通学用品購入費	学用品購入費については、教育課程上通常必要とする学用品の購入にかかる保護者負担額の半額に相当する額。 通学用品購入費については、通学のため通常必要とする用品の購入にかかる保護者負担額の半額に相当する額。 校外活動費 (宿泊を伴わないもの) は、児童が学校行事として実施される校外活動 (宿泊を伴う校外活動及び修学旅行を除く。) の参加に必要な交通費及び見学料の半額に相当する額。 ((1)及び(3)の合計の年額 6,620円)			
	(2) 新入学児童生徒 学用品・通学用品 購入費	新入学児童生徒学用品・通学用品の購入にかかる新1年生の保護者負担額の半額に相当する額。 (28,530円)			
	(4) 校外活動費 (宿泊を伴うもの)	学校徴収金会計基準に定める積立金会計で執行する行事にかかる実費相当額 (交通費・見学料) の半額。 (限度額 1,845円)			
	(5) 修学旅行費	学校徴収金会計基準に定める積立金会計で執行する行事にかかる実費相当額の半額。 (限度額 10,790円)			
	(6) 交流学习交通費	実費相当額		実費相当額の半額	
	(8) 通学費 (注2) (注3)	実費相当額		実費相当額の半額	
	(9) 医療費	学校長を通じて 学校医療券を交付			
	(10) 日本スポーツ振興センター共済掛金	保護者負担額			
	第3号	(8) 通学費 (注3)	実費相当額		実費相当額の半額

(注1) 第4条に規定する経費の種類のうち、(1)から(5)までの経費にかかる就学奨励費の支給額は、国の定める特別支援教育就学奨励費補助金補助単価を、(1)から(3)までは年額※、(4)及び(5)については限度額とする。
※(1)及び(3)については、年額を12で除した額に支給月数を乗じて得た額とする。

(注2) 対象者・第1号及び第2号にかかる「(8) 通学費」は、真にやむを得ないと認められる事由により指定校変更を行った者 (後に区域外就学となった場合を含む) の通学にかかる旅客運賃の実費相当額又は実費相当額の半額とする。

(注3) 対象者・第2号及び第3号にかかる「(8) 通学費」は、通級による指導を受けるための通学にかかる交通費の実費相当額又は実費相当額の半額とする。

別表第1の2 (第5条第1項関係)

中 学 校 (義務教育学校後期課程を含む。)

対象者	第4条に規定する 経費の種類 (注1)	第5条第1項に規定する支弁区分		
		第1号 (I段階)	第2号 (II段階)	第3号 (III段階)
第3条の各号に規定する対象者	(1) 学用品・ 通学用品購入費	学用品購入費については、教育課程上通常必要とする学用品の購入にかかる保護者負担額の半額に相当する額。		
		通学用品購入費については、通学のため通常必要とする用品の購入にかかる保護者負担額の半額に相当する額。		
	(3) 校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	校外活動費 (宿泊を伴わないもの) は、生徒が学校行事として実施される校外活動 (宿泊を伴う校外活動及び修学旅行を除く。) の参加に必要な交通費及び見学料の半額に相当する額。		
	((1)及び(3)の合計の年額 12, 525円)			
	(2) 新入学児童生徒 学用品・通学用品 購入費	新入学児童生徒学用品・通学用品の購入にかかる新1年生の保護者負担額の半額に相当する額。 (31, 500円)		
	(4) 校外活動費 (宿泊を伴うもの)	学校徴収金会計基準に定める積立金会計で執行する行事にかかる実費相当額 (交通費・見学料) の半額。 (限度額 3, 105円)		
	(5) 修学旅行費	学校徴収金会計基準に定める積立金会計で執行する行事にかかる実費相当額の半額。 (限度額 28, 860円)		
	(6) 交流学习交通費	実費相当額		
	(7) 職場実習交通費	実費相当額		実費相当額の半額
	(8) 通学費 (注2) (注3)	実費相当額		実費相当額の半額
(9) 医療費	学校長を通じて 学校医療券を交付			
(10) 日本スポーツ振興センター共済掛金	保護者負担額			
第3号	(8) 通学費 (注3)	実費相当額		実費相当額の半額

(注1) 第4条に規定する経費の種類のうち、(1)から(5)までの経費にかかる就学奨励費の支給額は、国の定める特別支援教育就学奨励費補助金補助単価を、(1)から(3)までは年額※、(4)及び(5)については限度額とする。
※(1)及び(3)については、年額を12で除した額に支給月数を乗じて得た額とする。

(注2) 対象者・第1号及び第2号にかかる「(8) 通学費」は、真にやむを得ないと認められる事由により指定校変更を行った者 (後に区域外就学となった場合を含む) の通学にかかる旅客運賃の実費相当額又は実費相当額の半額とする。

(注3) 対象者・第2号及び第3号にかかる「(8) 通学費」は、通級による指導を受けるための通学にかかる交通費の実費相当額又は実費相当額の半額とする。

別表第2 (第6条第1項関係)

第3条に規定する区分	提出書類
(1) 特別支援学級に就学する児童生徒の保護者	ア 特別支援教育就学奨励費申請書(様式第1号) イ 世帯の収入がわかる証明書類(注1) ※市民税・府民税・森林環境税証明書、納税通知書兼 税額決定通知書等
学校教育法施行令第22条の3に規定する障がい (2) いの程度に該当する児童生徒の保護者 ※ただし、区分(1)の該当者は除く。	ア 特別支援教育就学奨励費申請書(様式第1号) イ 世帯の収入がわかる証明書類(注1) ※市民税・府民税・森林環境税証明書、納税通知書兼 税額決定通知書等 ウ 当該障がいの程度を証明する書類 ※身体障がい者手帳・療育手帳の写し、診断書(大阪市特 別支援教育就学奨励費申請用)
(3) 通級による指導を受ける児童生徒の保護者	ア 特別支援教育就学奨励費申請書(様式第1号) イ 世帯の収入がわかる証明書類(注1) ※市民税・府民税・森林環境税証明書、納税通知書兼 税額決定通知書等

(注1) 税情報の活用が可能な場合は、「イ 世帯の収入がわかる証明書類」を省略することができる。

別表第3 (第8条第1項関係)

第4条に規定する経費の種類	交付時期及び対象経費	
	1次支給 (当該年度12月末までに支給)	2次支給 (翌年度4月末までに支給)
(1) 学用品・通学用品購入費	年額(4～9月分)	年額(1次支給として支給した額を除く)
(3) 校外活動費(宿泊を伴わないもの)		
(2) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費(注3)	定額	定額(1次支給に支給しなかった場合)
(4) 校外活動費(宿泊を伴うもの) (注1)	4月から10月までに学校徴収金会計により執行した経費	4月から3月までに学校徴収金会計により執行した経費
(5) 修学旅行費(注2)		
(6) 交流学习交通費	支給なし	4月から3月までに要した経費
職場実習交通費		
(7) ※中学校(義務教育学校後期課程を含む。)のみ		
(8) 通学費		

(注1) 「(4) 校外活動費(宿泊を伴うもの)」の支給については、各学年を通じて1回に限る。

(注2) 「(5) 修学旅行費」の支給については、小学校(義務教育学校前期課程を含む。)又は中学校(義務教育学校後期課程を含む。)を通じてそれぞれ1回に限る。

(注3) 「(2) 新入学児童生徒学用品・通学用品費購入費」については、第6条第1項に定める「区分1(一般申請)」で申請した場合に限る。

別表第4 (第9条第1項関係)

区 分		提 出 書 類
校外活動費 (宿泊を伴うもの)		修学旅行・校外活動 (宿泊を伴うもの) 申請書 (様式第13号)
修学旅行費		修学旅行・校外活動 (宿泊を伴うもの) 申請書 (様式第13号)
交流学习交通費		交流学习交通費申請書 (様式第10号)
職場実習交通費 ※中学校 (義務教育学校後期課程を含む。) のみ		職場実習交通費申請書 (様式第12号)
通学費	第3条第1号又は第2号に規定する者	通学に要する交通費申請書 (様式第7号)
	第3条第2号又は第3号に規定する者	通級に要する交通費申請書 (様式第11号)

児童生徒が通学されている学校ごとに1枚必要です。

学校コード

年度()年度) 特別支援教育就学奨励費申請書

大阪市教育委員会あて

次のとおり特別支援教育就学奨励費を申請します。

年 月 日

Form with fields for school name (大阪市立 小・中学校 義務教育学校), applicant name (申請者 (保護者)), address (〒, 大阪市, 区), telephone number (電話番号), and name (フリガナ).

※「児童生徒」欄には、申請の対象となる児童生徒だけを記入してください。

《申請理由》 ※該当する申請理由①～③に「✓」をつけてください。(複数不可)

□ ① 特別支援学級に就学している

(通常の学級に在籍)

□ ② 学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当している

□ ③ (通常の学級に在籍)

他校での通級による指導を受けている

②の場合のみ添付する書類に「✓」をつけてください。

□ 身体障がい者手帳(写)

□ 療育手帳(写)

□ 診断書(大阪市特別支援教育就学奨励費申請用)

(注) 所定様式の診断書以外は添付できません。

《所得金額等の確認方法》 ※どちらかに「✓」をつけてください。

□ 税情報を利用する。 ※ 年1月1日現在の市内居住者が利用できます。

特別支援教育就学奨励費の審査に際して、教育委員会が住民基本台帳及び個人市民税課税台帳を閲覧し、必要な情報を確認すること、また、申請書の記載事項及び調査・閲覧事項を電子計算機に登録し、事務処理に活用することに同意します。

※世帯全員について、同意の意思を確認のうえ、記入してください。

申請者名

□ 税情報を利用せず、証明書類を添付する。 ※証明書類は裏面をご覧ください。

《家族状況(生計を一にする者全員)》

年12月31日現在の状況

Table with columns:フリガナ 家族名, 申請者からみた続柄, 生年月日, 就業の有無, きょうだいの在籍する学校名・学年, 特別支援学校・学級に就学, 備考. Rows 1-6.

《通学費》 上記家族のうち、年度に特別支援学校または特別支援学級等に就学し、就学奨励費による通学費の支給を受けた児童生徒がいる場合のみ、その通学費の支給額を記入してください。

円

委任状及び同意書

特別支援教育就学奨励費の支弁区分決定後は、特別支援教育就学奨励費の請求、受領、返納、物品購入等に関する権限を、校長を代理人と定め委任します。また、支給される特別支援教育就学奨励費については、直接、学校徴収金の教材費、または、校外活動費、修学旅行費等に未納がある場合は充当することに予め同意します。

申請者名

Form with checkboxes for: 前年度と同じ口座への口座振替を希望する。(中学校1年生は利用できません), 新しい口座への口座振替を希望する。(口座振替申出書の提出が必要です), 現金払いを希望する。

<申請書の記入に関する注意事項>

年度(年度) 特別支援教育就学奨励費申請書

- ★ 「児童生徒」欄には、申請の対象となる児童生徒だけを記入してください。
- ★ 「申請理由」欄の該当する理由に「✓」をつけてください。(複数不可)
- ※ きょうだいで申請理由が違う場合は、申請理由に「✓」をつけ、余白に該当の児童生徒名を記入してください。
- ★ 次の表のとおり、必要な書類を申請書に添付してください。

申 請 理 由	添 付 書 類
① 特別支援学級に就学している	ア 世帯の所得金額がわかる書類 (※)
(通常の学級に在籍) ② 学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当している	ア 世帯の所得金額がわかる書類 (※) イ 障がいの程度を証明する書類 (いずれかひとつ) ・ 身体障がい者手帳 (写) ・ 療育手帳 (写) ・ 診断書 (大阪市特別支援教育就学奨励費申請用)
(通常の学級に在籍) ③ 他校での通級による指導を受けている	ア 世帯の所得金額がわかる書類 (※)

※ 「ア 世帯の所得金額がわかる書類」については、《所得金額等の確認方法》で「税情報を利用する。」または「税情報を利用せず、証明書類を添付する。」のどちらかに「✓」をつけてください。

「税情報を利用する」場合

- ・ 「税情報の利用」とは、市内に居住(年1月1日現在)している申請者の同意に基づき、教育委員会が申請者に代わって、大阪市の住民基本台帳及び個人市民税課税台帳から審査に必要な情報の提供を受けることです。税情報を利用すれば、申請者が証明書の交付を受ける手間がなくなります。
- ・ 税申告をされていないなど、税情報の提供を受けることができない場合は、追加で証明書類提出が必要になります。(下の「税情報を利用せず、証明書類を添付する」場合をご覧ください。)
- ・ 提供を受けた情報は特別支援教育就学奨励費の審査以外の目的には使用しません。また、提供を受ける税情報は当該年度分のみで、大阪市個人情報保護の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理し、5年間保存後は消去します。
- ・ 年内(年 月 日まで)に受け付けた申請分のみ、税情報利用が可能です。

「税情報を利用せず、証明書類を添付する」場合

世帯全員(※1)について、次の証明書類のいずれかを提出してください。(税情報を利用しない場合のみ必要)

年度 市民税・府民税・森林環境税証明書 ※2	市税事務所・区役所(出張所含む)で発行 (年6月以降)
年度 市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書(コピー)	勤務先を通じて交付 (年5月下旬頃)
年度 市民税・府民税・森林環境税納税通知書兼税額決定(充当)通知書及び課税明細書(コピー)	市税事務所から送付 (年6月以降)

※1 世帯全員(「家族状況(生計を一にする者全員)」欄に記載する家族のうち、 年4月1日以前に生まれた方)とは、基本的には同居している方全員のことで、同居していなくても、税法上保護者の扶養親族となる方や、単身赴任等により別居している父母等も含まれます。

ただし、同居でも、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合は除きます。

※2 小学校と中学校など複数校に提出する場合、原本の提出は1枚だけで、他はコピーを添付してください。就学援助費で所得証明書類を利用して申請する場合、就学援助費に原本を提出し、就学奨励費にはコピーを添付してください。

★ 「家族状況(生計を一にする者全員)」欄には、 年4月1日現在の世帯員全員を記入してください。(「きょうだいの在籍する学校名・学年」は 年12月31日現在の状況を記入してください。)
なお、 年4月1日と家族状況に変更(例:保護者の死亡、婚姻、離婚等)がある場合は、その変更内容を当該家族の「備考」欄に記入(例:○年○月○日・死亡など)してください。

★ 「家族状況(生計を一にする者全員)」の「特別支援学校・学級に就学」欄には、令和 年12月31日現在、幼児・児童・生徒が特別支援学校又は特別支援学級に就学している場合に「○」を記入してください。

➤ 支弁区分の決定に際して、その人数に応じた額を「需要額」に加算します。

★ 「通学費」欄には、「家族状況(生計を一にする者全員)」欄に記入のある家族のうち、 年度に特別支援学校(小・中学部)または特別支援学級に就学し、大阪市又は大阪府から就学奨励費による通学費の支給を受けた児童・生徒がいる場合は、その通学費の支給額(年間支給額の合計)を記入してください。

※ 「通学費」には、他校での通級による指導を受けるための通学費(就学奨励費)を含みます。

➤ 支弁区分の決定に際して、この通学費を月額換算した額(12分の1の額)を「需要額」に加算します。

年度特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

区

保護者等(申請者)氏名		住所		児童・生徒氏名		学校名、学年(特別支援学級名)等		第1類における通減率		都道府県の地域別区分(I、II、III、IV、V、VI)地域の級地区分 1-1. 1-2. 2-1 2-2. 3-1. 3-2		学校コード									
世帯の収入状況				世帯の状況(前年の12月末日現在)				需要額等													
				世帯員氏名		生年月日(満年齢)		続柄		在学学校名・学年(特別支援学級通学の有無)				教育扶助基準			生活扶助基準				
所得控除前	総所得金額		円		年 月 日		(才)		円		円		円		円		円		h (基準費)及び(冬季加算額)		
	退職所得金額		円		年 月 日		(才)		円		円		円		円		円		円		
	山林所得金額		円		年 月 日		(才)		円		円		円		円		円		円		
	計 A		円		年 月 日		(才)		円		円		円		円		円		i 生活扶助基準(e×通減率、f~hの合計)		
	所得控除	雑損控除		円		年 月 日		(才)		円		円		円		円		円		j 住宅扶助基準	
		社会保険料		円		年 月 日		(才)		円		円		円		円		円		円	
		小規模企業共済等掛金		円		年 月 日		(才)		円		円		円		円		円		円	
生命保険料		円		年 月 日		(才)		円		円		円		円		円		k 需要額(a~d、i、kの合計)			
地震保険料		円		年 月 日		(才)		円		円		円		円		円		円			
ひとり親又は寡婦控除の額 ※保護者等のみ		円		年 月 日		(才)		円		円		円		円		円		円			
計 B		円		年 月 日		(才)		円		円		円		円		円		円			
所得額(A-B) C		円		年 月 日		(才)		円		円		円		円		円		円			
収入額(C×1/12) D		円		年 月 日		(才)		円		円		円		円		円		円			
収入額(C×1/12) D				合計				a		b		c		d		e		f		g	
通学費明細 (特別支援学校・学級への通学費を要した者ごとに記入すること)								特記事項						支弁区分 <input type="checkbox"/> I段階(令第2条第1号該当) <input type="checkbox"/> II段階(" 第2号該当) <input type="checkbox"/> III段階(" 第3号該当)							

特別支援教育就学奨励費辞退届

大阪市教育委員会 あて

特別支援教育就学奨励費の受給を辞退します。

年 月 日

学 校 名	大阪市立 小・中学校 義務教育学校
学 年	第 学年
児 童 生 徒 名	フリガナ
住 所	大阪市 区
	電話番号 (- -)
申 請 者 名 (保 護 者)	フリガナ
辞 退 理 由	

大阪市教育委員会教育長 あて

令和 6年 月 日

学校コード

学校名 大阪市立 学校

学校長名

担当者名

電話番号

令和6年度 特別支援教育就学奨励費申請者等報告書

「特別支援学級に就学している」及び「他校での通級による指導を受けている」に該当する児童・生徒の申請者(保護者)については、必ず申請する・申請しないの意思の確認を行ってください。
「申請する」欄には を、「申請しない」欄には申請者(保護者)に確認した日付を記入してください。
就学援助費及び生活保護に該当する場合は、必ず選択してください。

Table with columns: 番号, 学年, 台帳番号, 児童生徒名, 申請者名(保護者名), きょうだい, 特別支援教育就学奨励費 (sub-columns: 特別支援学級に就学している, 令第22条の3に規定する障がい程度に該当している, 申請する, 他校での通級による指導を受けている), 就学援助費・生活保護 (sub-columns: 就学援助費申請中, 生活保護), 備考. Includes a summary row for '学校合計'.

区 学校
 年 (児童生徒名)
 保護者様

年度特別支援教育就学奨励費
 個人支給明細書

対象児童生徒		区 学校	
		年	(児童生徒名)
学校コード			
申請番号			
支弁区分		第 段階	
	1次	2次	
(1) 通学費	円	円	
(2) 交流学习交通費	円	円	
(3) 職場実習交通費	円	円	
(4) 修学旅行費	円	円	
(5) 学用品費・校外活動費	円	円	
(6) 通学用品費	円	円	
(7) 校外活動費(宿泊を伴うもの)	円	円	
(8) 新入学児童生徒学用品・通学用品費	円	円	
個人別交付合計額	円	円	
備考			

年 月 日

様

大阪市教育局

年度特別支援教育就学奨励費
支 弁 区 分 決 定 通 知 書

年度特別支援教育就学奨励費において、支弁区分を次のとおり決定しましたので通知いたします。

対象児童生徒 学年、名前	区	学校
	年	
支 弁 区 分	第	段階
<ul style="list-style-type: none">・就学援助費及び生活保護費との重複の支給はありません。・学校徴収金に未納がある場合は、補助金から充当する場合があります。		

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

学校コード

年度 通学に要する交通費申請書

区 第	学校 学年	最寄り駅またはバス停留所	
		交通機関 名称	
児童生徒名	フリガナ		支弁区分
			第 段階
申請者名 (保護者名)	フリガナ		
住所			
通学費明細			
利用交通機関	利用区間	1箇月の定期代	身体障がい者 運賃割引等の有無
	～	円	有・無
	～	円	有・無
	～	円	有・無
	～	円	有・無
	～	円	有・無
合計金額			円
請求額 (支弁区分第Ⅲ段階は実費の2分の1)			円
通学開始時期	上記の通学方法は、		
	年	月	日 から開始
年	月	日	
上記のとおり申請します。			

学校コード									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

特別支援教育就学奨励費
口座振替申出書(保護者口座用)

年 月 日

大阪市教育局教育長 様

学校名 大阪市立_____学校

フリガナ

申請者名 _____

学年	フリガナ 児童生徒名
年	-----
年	-----
年	-----

特別支援教育就学奨励費にかかる口座への支払い分については、次の預金口座に口座振替されるように依頼します。

いずれかに をつけてください。	1 新規	2 変更
振込先金融機関名	銀行 信用金庫 協同組合 支店	
預金種目	普通	当座
口座番号		右詰で記入してください。
フリガナ		
口座名義		

(記入上の注意)

はじめて提出される方は「1」に、口座に変更がある方は「2」に、印をつけてください。

口座に変更がない方は、提出の必要はありません。ただし、中学校新1年生の場合は、小学校の口座データは引き継ぎませんので、「1 新規」で記入してください。

子ども名義や名義に会社名等や屋号の入った口座は利用できません。

ゆうちょ銀行以外は当座預金の利用はできません。

(様式第9号)

学校コード						
-------	--	--	--	--	--	--

年 月 日

特別支援教育就学奨励費

口座振替申出書(学校長口座用)

大阪市教育委員会教育長 様

大阪市立_____学校
特別支援教育就学奨励費
代理受領者

校長_____

年度の特別支援教育就学奨励費の支給については、今後、次の預金口座に口座振替されるように依頼します。

記

振込先金融機関	金融機関名	支店名									
預金種目	普通										
口座番号		右詰で記入してください									
口座名義											
	特別支援教育就学奨励費代理受領者校長										
口座名義の変更 (どちらかに印をつける)		有 ・ 無 (昨年度と同じ)									

口座について、必ず決済用預金にしてください。

年度 交流学習交通費申請書

学校コード _____
 学校名 _____ 学校
 学校長名 _____
 担当者名 _____

行 事 名 (実 施 場 所)					(_____) (_____) (_____)						
実 施 日					年 月 日					年 月 日	年 月 日
利用交通機関 / 区 間					~					~	~
					~	~	~				
					~	~	~				
支給対象 児童生徒名	学年	支弁 区分	就学援助費 ・生活保護 受給者	身体障がい 者運賃割引 等の有無	所 要 額 (往 復)			所要 額計	請求額 (※)	備考	
			就援・生保	有・無							
			就援・生保	有・無							
			就援・生保	有・無							
			就援・生保	有・無							
			就援・生保	有・無							
			就援・生保	有・無							
			就援・生保	有・無							
			就援・生保	有・無							

◎支給対象児童生徒について記入してください。
 ◎就学援助費受給者・生活保護に該当する場合、また、身体障がい者運賃割引等の有無について、○印で囲んでください。
 ◎写しを学校保管してください。

(※) 支弁区分第Ⅲ段階の請求額は、実費の2分の1です。

年度 通級に要する交通費申請書

学校コード _____

学校名 _____ 学校

学校長名 _____

担当者名 _____

支給対象児童生徒名 (通級指導校名)	学年	支弁 区分	発着場所	交通機関	区 間	身体障がい者 運賃割引等の有無	往復金額	回数	所要額計	請求額(※)	備考
()			学校発		~	有・無					
			自宅発		~	有・無					
()			学校発		~	有・無					
			自宅発		~	有・無					
()			学校発		~	有・無					
			自宅発		~	有・無					
()			学校発		~	有・無					
			自宅発		~	有・無					
()			学校発		~	有・無					
			自宅発		~	有・無					

◎ 支弁区分が判定されていない場合（申請書未提出等）は、請求できません。

(※) 支弁区分第Ⅲ段階の請求額は、実費の2分の1です。

◎ 写しを学校保管してください。

◎ 交通費の算定に当たっては、通学の経路・方法等について、児童・生徒の心身の発達段階、障がいの状態・特性等、通学の安全性等の実情を考慮して行ってください。

年度 職場実習交通費申請書

学校コード _____

学校名 _____ 中学校
義務教育学校

学校長名 _____

担当者名 _____

職場実習先			・ 大阪市キャリア教育支援センター ・ その他の実習場所 / 最寄駅 (_____)					
利用交通機関 / 区間 / 往復運賃			~ ~ ~					
支給対象児童生徒名	学年	支弁区分	就学援助費 受給者・生活 保護 印	身体障がい 者運賃割引 等の有無	職場実習参加回数	所要金額合計	請求額 ()	備考
			就援・生保	有・無				
			就援・生保	有・無				
			就援・生保	有・無				
			就援・生保	有・無				
			就援・生保	有・無				
			就援・生保	有・無				
			就援・生保	有・無				
			就援・生保	有・無				

支給対象児童生徒について記入してください。
就学援助費受給者・生活保護の場合は、 印を記入してください。
写しを学校保管してください。

() 支弁区分第 段階の請求額は、実費の2分の1です。

年度 修学旅行・校外活動（宿泊を伴うもの）申請書

学校コード _____

学校名 _____ 学校

学校長名 _____

担当者名 _____

① 修学旅行

支給対象児童生徒名	学年	支弁区分	参加状況	保護者負担額	保護者負担額 ×1/2	請求額

② 校外活動（宿泊を伴うもの）

支給対象児童生徒名	学年	支弁区分	参加状況	保護者負担額	保護者負担額 ×1/2	請求額

※ 支給対象経費は、修学旅行及び校外活動（宿泊を伴うもの）の参加に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料です。
（食事代、ガイド料、記念写真代、旅行損害保険料等、参加に伴い児童生徒の保護者等が均一に負担する経費を含みます。）

※ 支給対象者について記入してください。

※ 参加状況は○×で記入してください。

※ 写しを学校保管してください。

年 月 日

様

大阪市教育局

年度特別支援教育就学奨励費
交付額決定通知書

年度特別支援教育就学奨励費において、支給額を次のとおり決定しましたので通知します。

対象児童生徒 学年・名前	区 大阪市立 学校
	年
支 弁 区 分	第 段階
対象経費（3、4は限度額までとする）	
1 学用品・通学用品購入費	円
2 新入学児童生徒学用品・通学用品費	円
3 宿泊を伴う校外活動費	円
4 修学旅行費	円
5 交流学習交通費	円
6 職場実習交通費	円
7 通学費	円
理由（不支給の場合のみ記入）	

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

大阪市立

学校長様

領 収 書

		千			円
--	--	---	--	--	---

ただし、年度特別支援教育就学奨励費 次支給分

内 訳	(1) 通 学 費	円	(5) 学用品費・校外活動費 通 学 用 品 費	円
	(2) 交 流 学 習 交 通 費	円	(6) 校 外 活 動 費 (宿 泊 を 伴 う も の)	円
	(3) 職 場 実 習 交 通 費	円	(7) 新 入 学 児 童 生 徒 学用品・通学用品費	円
	(4) 修 学 旅 行 費	円		

上記の金額正に領収しました。

年 月 日

住 所 _____

児 童 生 徒 名 _____

(_____ 小・中・義務教育学校 第_____ 学年)

申 請 者 名 _____

(保 護 者 名)

(注 意)

- 1 領収書の金額は訂正しないでください。
- 2 金額の上位に¥印を記入してください。

(様式第16号)

学校コード					
-------	--	--	--	--	--

年 月 日

大阪市教育局 へ

区 名

学 校 名

学校長名

年度特別支援教育就学奨励費の 交付にかかる児童・生徒異動報告書

次のとおり異動について報告します。

記

学年	児童生徒名	異動年月日	異動理由	就学奨励費 申請の有無

「異動理由」欄は、下記の記入例を参考に記入してください。

また、転出・転入の場合は、転入先・転出先の学校名を必ず記入してください。

記入例 転出した(立 学校へ)、転入した(立 学校から)、
特別支援学級へ入級したまたは退級した、通級による指導を受けることになった、
学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当することになった、
生活保護が開始・停止・廃止になった、就学援助が認定または否認になった、
児童・生徒名または保護者が変更になった、保護者の申し出による交付の辞退 等

教委学運校 第 号
年 月 日

大阪市立 学校長 様

大阪市教育局 委員会

年度特別支援教育就学奨励費交付決定取消通知書・変更通知書

次のとおり、特別支援教育就学奨励費の交付決定を取消・変更します。

記

1 対象申請者名
(保護者)

2 対象児童生徒
学年、名前

3 支弁区分

4 取消・変更の理由

(様式第18号)

年 月 日

大阪市教育委員会教育長 様

大阪市立 学校

校 長

年度特別支援教育就学奨励費補助金実績報告書

年度特別支援教育就学奨励費補助金について、交付が完了しましたので、次のとおり報告します。

記

区 分	交付決定(A)		交付実績(B)		差引(A - B)	
	人 員	決定額	交付人員	交付額	人 員	額
就学奨励費						
	人	円	人	円	人	円

〔学校医療券受払簿〕

(様式第19号)

年度 NO.

交付番号	名前 学年・組	要準 の別	病名	医療券交付 年月日			医療券回収 年月日			利用状況	
				年	月	日	年	月	日	年 月 日 医療費援助台帳提出	未使用 ・ その他
	年 組	要・準	1.トラコーマ 2.結膜炎 3.白癬・疥癬・膿痂疹 4.中耳炎 5.慢性副鼻腔炎 6.アデノイド 7.う歯 8.寄生虫病							年 月 日 医療費援助台帳提出	未使用 ・ その他
	年 組	要・準	1.トラコーマ 2.結膜炎 3.白癬・疥癬・膿痂疹 4.中耳炎 5.慢性副鼻腔炎 6.アデノイド 7.う歯 8.寄生虫病							年 月 日 医療費援助台帳提出	未使用 ・ その他
	年 組	要・準	1.トラコーマ 2.結膜炎 3.白癬・疥癬・膿痂疹 4.中耳炎 5.慢性副鼻腔炎 6.アデノイド 7.う歯 8.寄生虫病							年 月 日 医療費援助台帳提出	未使用 ・ その他
	年 組	要・準	1.トラコーマ 2.結膜炎 3.白癬・疥癬・膿痂疹 4.中耳炎 5.慢性副鼻腔炎 6.アデノイド 7.う歯 8.寄生虫病							年 月 日 医療費援助台帳提出	未使用 ・ その他
	年 組	要・準	1.トラコーマ 2.結膜炎 3.白癬・疥癬・膿痂疹 4.中耳炎 5.慢性副鼻腔炎 6.アデノイド 7.う歯 8.寄生虫病							年 月 日 医療費援助台帳提出	未使用 ・ その他
	年 組	要・準	1.トラコーマ 2.結膜炎 3.白癬・疥癬・膿痂疹 4.中耳炎 5.慢性副鼻腔炎 6.アデノイド 7.う歯 8.寄生虫病							年 月 日 医療費援助台帳提出	未使用 ・ その他
	年 組	要・準	1.トラコーマ 2.結膜炎 3.白癬・疥癬・膿痂疹 4.中耳炎 5.慢性副鼻腔炎 6.アデノイド 7.う歯 8.寄生虫病							年 月 日 医療費援助台帳提出	未使用 ・ その他
	年 組	要・準	1.トラコーマ 2.結膜炎 3.白癬・疥癬・膿痂疹 4.中耳炎 5.慢性副鼻腔炎 6.アデノイド 7.う歯 8.寄生虫病							年 月 日 医療費援助台帳提出	未使用 ・ その他
	年 組	要・準	1.トラコーマ 2.結膜炎 3.白癬・疥癬・膿痂疹 4.中耳炎 5.慢性副鼻腔炎 6.アデノイド 7.う歯 8.寄生虫病							年 月 日 医療費援助台帳提出	未使用 ・ その他
	年 組	要・準	1.トラコーマ 2.結膜炎 3.白癬・疥癬・膿痂疹 4.中耳炎 5.慢性副鼻腔炎 6.アデノイド 7.う歯 8.寄生虫病							年 月 日 医療費援助台帳提出	未使用 ・ その他
	年 組	要・準	1.トラコーマ 2.結膜炎 3.白癬・疥癬・膿痂疹 4.中耳炎 5.慢性副鼻腔炎 6.アデノイド 7.う歯 8.寄生虫病							年 月 日 医療費援助台帳提出	未使用 ・ その他
	年 組	要・準	1.トラコーマ 2.結膜炎 3.白癬・疥癬・膿痂疹 4.中耳炎 5.慢性副鼻腔炎 6.アデノイド 7.う歯 8.寄生虫病							年 月 日 医療費援助台帳提出	未使用 ・ その他
	年 組	要・準	1.トラコーマ 2.結膜炎 3.白癬・疥癬・膿痂疹 4.中耳炎 5.慢性副鼻腔炎 6.アデノイド 7.う歯 8.寄生虫病							年 月 日 医療費援助台帳提出	未使用 ・ その他
市費学校 コード		学校名			学校長名						

* 未使用の学校医療券は、学校医療券受払簿と共に保管する。

1 次支給分 ・ 2 次支給分

学校コード

特別支援教育就学奨励費請求書

年 月 日

大阪市教育委員会 教育長様

委任代理受領者

大阪市立

学校

校長

氏 名 外 件

次のとおり請求します。

金 額									円 也
内 訳									
保護者口座振込分									円 也
学校長口座振込分									円 也

金額の前には¥を付けてください。

B(準)

就学援助 ・ 就学奨励費

市費学校 コード						
-------------	--	--	--	--	--	--

学校医療券			大阪市教育委員会			
交付第	号	年 月 日	有効期限 年 月 日			
刃加ナ	-----		病名	トラコーマ	結膜炎	白癬・疥癬・膿痂疹
児童生徒名	年 組	中耳炎		慢性副鼻腔炎	アデノイド	
生年月日	年 月 日	う歯		寄生虫病		
<p>上記の者の診察については、所要医療費(準要保護者は高額療養費までの3割)を大阪市がお支払いいたします。</p>						
			学校名			
担当医師 様			学校長名	公印		
			電話番号			

学校医療券診療報酬請求書					
診療期間: 年 月 日 ~ 年 月 日 診療分について、下記のとおり請求します。					
請求日 年 月 日			住所		
			医療機関名		
大阪市長 様			請求者名		
			電話番号		
う歯治療部位		_____			
診療実日数	日		本人負担分 3割	総医療費点数	点
被保険者証	記号		その他記載欄	総医療費総額	円
	番号			食事療養費	円
保険組合名称				請求額 (患者負担額)	円
転帰	治癒 ・ 繰越 ・ 中止				

医療機関様へのお願い

- この医療券で取り扱う疾病は、上記病名欄に記載の疾病の治療に限ります。
- 医療券に校長印・請求者印のないものは無効です。
- 訂正印については、必ず医療券に押印いただいた請求者印にて押印してください。
- この請求書の提出期限は毎月10日です。
- 請求書の押印もれ、金額等の記入に不備があるとき、返戻されることがあります。
- 学校医療券を初めて取り扱うとき及び所在地、振込み指定銀行等に変更が生じたときは、関係学校長または大阪市教育委員会事務局指導部保健体育担当(保健体育)までご連絡ください。

医療費援助(学校医療券)の取り扱いについて

学校医療券は、学校保健安全法第24条に基づき、本市では、要保護及び準要保護(準要保護の児童・生徒には、特別支援学級における大阪市特別支援教育就学奨励費支弁区分 段階の児童・生徒を含みます)の児童・生徒のうち、定期健康診断などの結果、治療を必要とする者に対して、同法施行令第8条に定められている対象疾病の治療に要する医療費(患者負担額)について、援助を行うものです。

学校医療券制度や取り扱い等については下記のとおりとなります。なお、ご不明な点やご質問等につきましては、大阪市教育委員会事務局指導部保健体育担当(保健体育)まで、お問い合わせください。

1 援助対象者及び対象疾病

大阪市立の小・中学校の要保護及び準要保護の児童・生徒で次に掲げる疾病にかかり、学校において治療の必要がある児童・生徒。

- | | |
|----------------------|---------------------------------------|
| (1) トラコーマ | (5) 慢性副鼻腔炎(鼻炎は対象外) |
| (2) 結膜炎(アレルギー性は対象外) | (6) アデノイド |
| (3) 白癬・疥癬・膿痂疹 | (7) う歯(予防のためのフッ化物塗布や歯磨き指導にかかる費用は対象外) |
| (4) 中耳炎 | (8) 寄生虫病(頭ジラミは対象外) |

対象疾病については、学校保健安全法施行令第8条に定めるものとする。

2 他の医療費援助との関係

上記の対象疾病に関しては、他の生活保護法による医療費援助やひとり親家庭医療費援助助成制度等より学校保健安全法による医療費援助(学校医療券)が優先し、他の医療費援助との併用はできません。

このため、他の医療費援助制度においては1回500円、1ヵ月1,000円を限度とする窓口負担が生じる場合がありますが、窓口負担(500円、1,000円)のみを学校医療券で請求することはできません。

他の医療費援助制度と併用せずに、請求額(3割もしくは10割)を医療費援助(学校医療券)で請求してください。

3 保護者の皆様へ(利用方法について)

医療費援助(学校医療券)を使用する際は、受診予定の医療機関に、事前に医療費援助(学校医療券)の取り扱いが可能であるか、ご確認ください。

初診時には学校医療券と健康保険証(要保護世帯の場合は健康保険証をお持ちの場合)を医療機関に持参してください。(健康保険証は提示、学校医療券は医療機関等へ提出)

早期治療の効果を考え、すみやかに受診し、完治するまで通院される事をおすすめします。

4 医療機関(調剤薬局含む)の皆様へ(記入・取り扱い上の注意点について)

医療機関の名称(代表者名)と住所、電話番号、認印を忘れず記入(押印)願います。

総医療費点数×10=総医療費総額 総医療費総額×3(10)割=請求額(患者負担相当額)

平成21年4月1日より、15歳以下の子どもの国民健康保険証については、滞納等により保険証をお持ちでない世帯についても発行されることとなりましたので、要保護世帯以外の10割請求は受付できません。

準要保護世帯からの請求については、総医療費総額の3割(高額療養費以下)が患者負担相当額となります。

学校医療券の文字の訂正については、訂正箇所(同一印)にて訂正印を押印してください。

(修正液は使用できません。)

特別支援教育就学奨励費申請取下書

大阪市教育委員会 あて

特別支援教育就学奨励費の申請を取り下げます。

年 月 日

学 校 名	大阪市立 小・中学校 義務教育学校
学 年	第 学年
児 童 生 徒 名	フリガナ
住 所	大阪市 区
	電話番号 (- -)
申 請 者 名 (保 護 者)	フリガナ